

## 令和6年度広島県慶尚北道青少年交流受入事業に係る仕様書

### 1 業務名

令和6年度広島県慶尚北道青少年交流受入業務

### 2 業務の期間

契約締結時から令和6年12月27日まで

### 3 訪問日程及び訪問者数

- (1) 訪問先・日程 広島市、東広島市ほか  
令和6年11月12日(火)から令和6年11月17日(日)まで  
※詳細は別紙1日程表参照
- (2) 人数 青少年10名、引率者(慶尚北道)3名、通訳者1名、引率者(広島県)1名

### 4 業務の概要

広島県と韓国慶尚北道の交流促進を図るため、韓国慶尚北道から青少年を受入、広島県内で交流プログラムを実施する。また、プログラム実施に係る必要な手配・調整を行う。

### 5 業務の内容

区分	業務内容
1 宿泊場所の確保	●訪問者の宿泊場所の確保 ・別紙2にある宿泊場所を確保、経費の支出を行う。 ・宿泊場所について、広島市内は朝食込みで13,800円(税込み)以内とし、東広島市は朝食込みで11,000円(税込み)とする。 ・引率者については一人1部屋とすること。派遣者については複数人が1部屋でも可とする。ただし複数人を1部屋にする場合は、男子生徒と女子生徒の部屋を分けること。また、生徒については女子生徒が8名、男子生徒が2名とする。 ・広島市内の宿泊施設は広島市中区とし、広島電鉄の路面電車の停車駅の徒歩圏内とすること。 ・東広島市内の宿泊施設については西条駅の徒歩圏内とすること。
2 食料費の手配	●訪問者等の食料費の手配 ・食費の予算については、別紙2にある費用を上限として発注者と別途協議のうえ必要金額を支給し、事業完了後に実費として精算する。 ・食事会場について発注者の必要に応じて提案、予約すること。
3 訪問先の手配	●訪問先の予約、精算 ・別紙2のとおり訪問先の予約、精算を行うこと。なお、発注者から予約を行った方が安価な場合は別途相談すること。精算について、発注者に入場料を渡し、精算する方法も可。
4 移動手段の手配	●移動手段を確保すること ・別紙2のとおり、移動手段を確保すること。行程は別紙1のとおり。
5 謝金の支払い	●謝金等を支払うこと ・別紙2にある謝金等の支払いを行うこと。支払い方法は別途指示する。
6 必要物品の手配	●必要物品を手配すること ・別紙2にある金額内で必要物品を手配すること。必要物品については別途発注者から指示する。